

道労連NEWS

発行日：2017.11.07



発行：北海道労働組合総連合 〒003-0805 札幌市白石区菊水5条1丁目4-5 Tel: 011-815-8181

「次回更新なし」撤回へ 労組加入を決意【勤続11年・事務職】

無期転換はこだて市民講座

無期転換5年ルール実施まで5カ月。函労会議と道労連は6日、「無期転換はこだて市民講座」を開催し、一般参加者11人を含む22人が参加。非正規雇用ではたらく新たな4人の労働者となつながらができ、そのうち「次回、更新なし」を撤回させて働きたいと、一人が労働組合に入って交渉を申し入れることになりました。

郵便局「1年前倒し」で無期転換に

冒頭、佐々木正美函労会議議長(写真・右下)は、挨拶で、「私が勤める郵便局の労働組合は、同じ仕事なのに非正規には住宅手当も繁忙手当もないのは差別だと裁判し、労契法20条違反と勝利判決を得た。いま誰もが8時間働けば安心して暮らせる社会の構築が急がれる。郵便局では無期転換が1年前倒しではじまっている。」と述べました。

自動車大手「クーリング強制」は脱法行為

黒澤幸一道労連議長(写真・右上)は、無期雇用転換ルールを説明するとともに「旭川の医療機関に勤める非正規労働者が、次回は不更新とされた契約に泣く泣くサインしたが、働きつづけたいと労働組合に入って是正を求め、継続雇用を実現させた」事例などを紹介。また、朝日新聞の報道で、トヨタなど自動車大手が期間従業員にクーリングを強制し、無期転換を回避する動きがあることに「労働契約法の趣旨に反する脱法行為。社会的に是正を求める労働組合の運動が必要。」と強調しました。

「職場の仲間にも伝えたい」

参加者からの質問では、「4時間勤務のパートではたらく仲間たちに教えたい。」「会社には来年4月ギリギリまで黙っていた方がいいのだろうか」「学校給食搬入のパートではたらく労働者は対象になるのですか」「市の嘱託職



員は対象ですか」「定年後の有期雇用でも5年を超えると無期になれるのか」など、様々な不安や疑問が出されました。黒澤議長は、「公務職場で働く非常勤職員は労働契約法の対象外。公務労働者の安定雇用・均等待遇を求める運動が必要。」などと答えました。



「次回更新なし」にやむなくサイン「でも働きたい」

講座後、4人から個別相談がありました。市内の事業所で有期契約の事務職として11年間勤めてきた50代の女性は、「今年1月の契約更新で、『次回更新なし』の契約書に仕方がなくサインしてしまった..契約期間は今年の12月末までになっている。でも、働きたい！旭川の事例を聞いて、継続雇用を求めることは正当なことなんだと感じた。」と話し、労働組合に入って、団体交渉することに。「札幌にも同じ境遇で、クーリングするように言われている人がいるので、一緒にやれないか声をかけてみます」と、力を合わせて無期雇用転換をめざします。

また、通信関連会社に勤める女性は、「労働組合はあるが、非正規のことは取り合ってくれない。職場の人と話し合って無期転換の申し入れを検討してみます」と相談を継続することとしました。

介護事業所・保育所などに事前にご案内

函労会議は市民講座に向けてチラシを作成し、無期転換に関する労働相談を受けた人や、函館市内の介護事業所、保育所など120カ所に郵送、チラシを地域で4000枚配布するなど、「市民に知らせる」取り組みを精力的にすすめ、北海道新聞には事前告知記事が掲載されました。岩瀬英雄函労会議事務局長は、「年明けぐらいいに、まだ相談が増えるだろう。再度、市民講座などの開催を検討したい」と述べ、取り組みを強めていきます。

**安定して働ける安心を、
労働組合で実現しよう。**

パート・臨時・契約などで働く人のための

無期転換



むろらん市民講座

日時

11月20日[月] 18:30~20:00

会場

室蘭市「中小企業センター」2F 視聴覚室
(室蘭市東町4丁目29-1／電話0143-43-3619)

無期雇用転換に関する特設ページ (シェア・拡散をお願いします)

<https://dororen1060.wixsite.com/mukitenkan>